

# 武蔵野市

## 再犯防止推進計画

### 素案

令和 5 年 8 月

武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・  
第 6 期地域福祉計画専門部会

## 武蔵野市再犯防止推進計画の全体像(目次案)

### <目 次>

項目及び内容	引用元・方針
<b>第1章 計画の策定にあたって</b> 第1節 計画策定の背景 第2節 計画の位置づけ 第3節 計画の期間	今回委員会で議論が必要
<b>第2章 再犯防止を取り巻く現状と課題</b> 第1節 国の動向 第2節 重点課題	第1回策定委員会において確認済 【資料6】近年の動向の整理
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> 第1節 基本目標	今回委員会で議論が必要
第2節 基本方針	今回委員会で議論が必要
第3節 取組みの全体像（施策の体系）	第3回策定委員会で確認
<b>第4章 施策の展開（具体的取組み）</b> 第1節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進	今回委員会で議論が必要
第2節 就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援	今回委員会で議論が必要
第3節 民間協力者の活動の促進、 広報・啓発活動の推進	今回委員会で議論が必要
第4節 非行の防止・学校等と連携した取組み	今回委員会で議論が必要

# 第1章 計画の策定にあたって

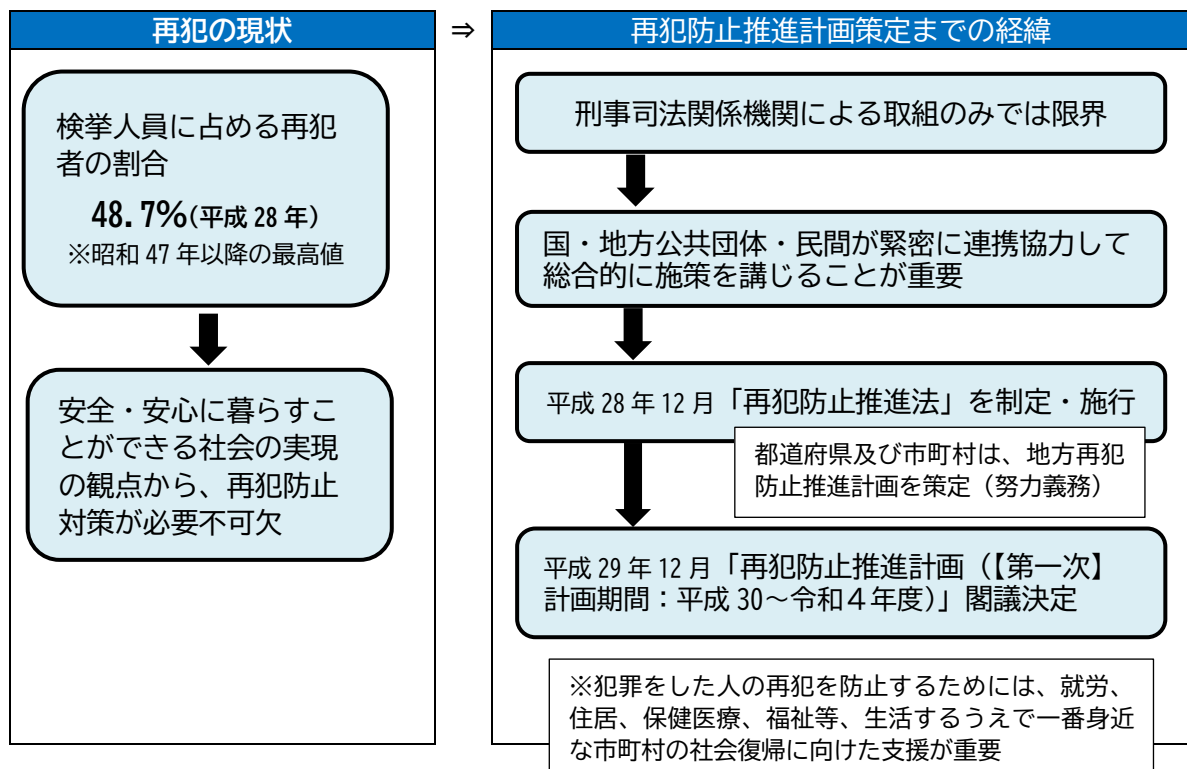
## 第1節 計画策定の背景

国の刑法犯検挙人員は、平成16年をピークに減少している一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加が続きました。このような状況のなか、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法）が成立、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勧案し、「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務が課されました。

国が再犯防止推進法に基づき策定した「第一次再犯防止推進計画」（平成29年12月）、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月）の両計画においては、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活するうえで様々な課題を抱えている人が多く存在し、そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援し、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国・地方公共団体・民間団体が緊密に連携協力して実施する必要があり、取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体の役割が極めて重要である旨が記載されています。

このたび武蔵野市においては、国の再犯防止推進法に基づき、地域社会で様々な課題を抱えた犯罪をした人等に対し継続的に社会復帰を支援し、再犯を防止するための取り組みを整理するものとして「武蔵野市再犯防止推進計画」を策定します。

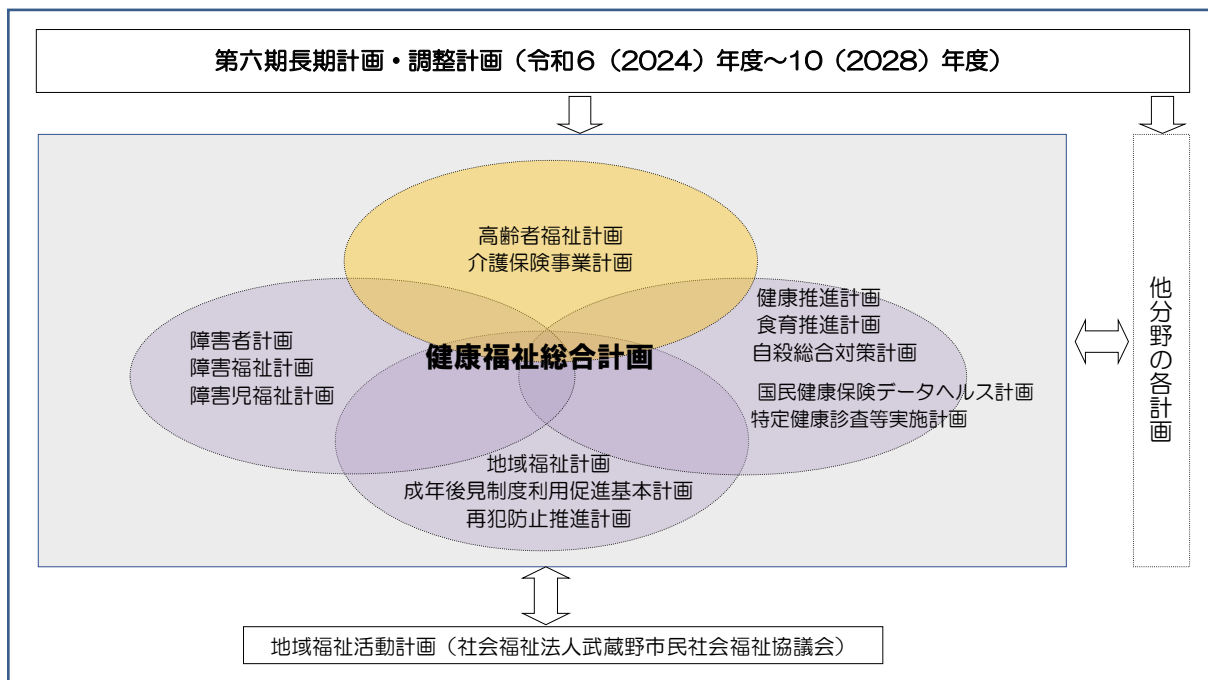
【参考】再犯防止推進計画策定の経緯



## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として位置づけ、国の「再犯防止推進計画」を勘案し、本市における施策の取組みを示します。また、本市の最上位計画「第六期長期計画」及び「第六期長期計画・調整計画」における重点施策として掲げられた「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を理念として、健康福祉分野の施策を進めていくための計画である「第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画」等の関連する各種計画との整合性を図ります。

図表 1-1-1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表 1-1-3 各計画策定における法令の根拠

地域福祉計画	社会福祉法 107 条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第 14 条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第 8 条
高齢者福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条
障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害者総合支援法第 88 条
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20
健康推進計画	健康増進法 8 条
食育推進計画	食育基本法 18 条
自殺対策推進計画	自殺対策基本法第 13 条の 2
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 (第 19 条)

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視野に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年とします。

図表 1-1-4 見直しのスケジュール(案)

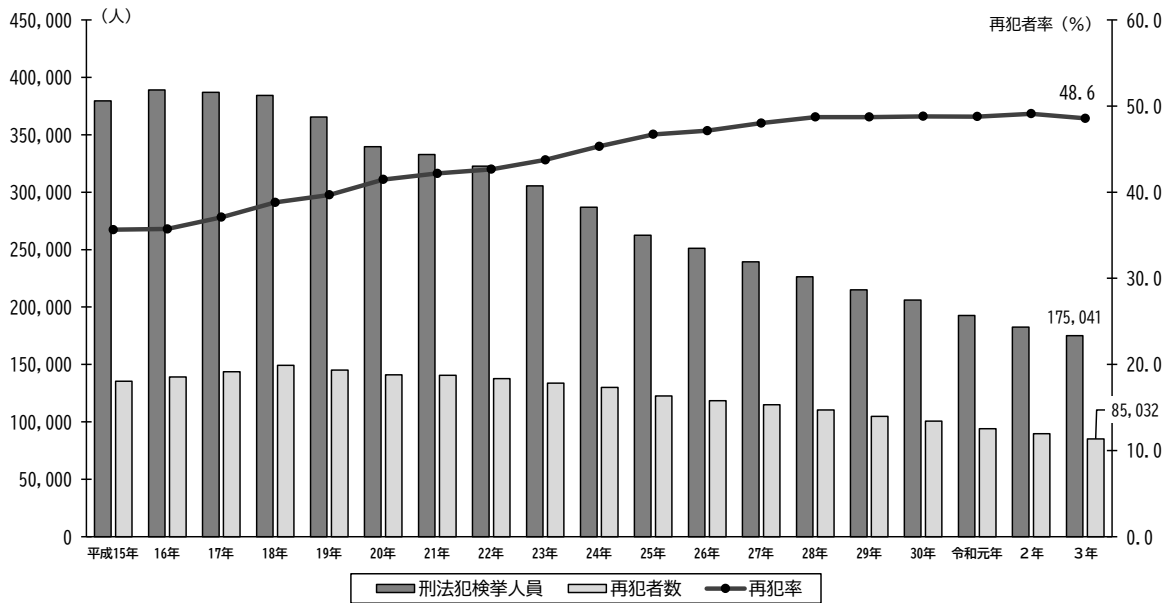
令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
第六期長期計画 (令和2～11年度)									
			第六期長期計画・調整計画 (令和6～10年度)						
							第七期長期計画 (令和10～19年度)		
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画		第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画							
成年後見制度 利用促進基本計画									
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画				
障害者計画・ 第6期障害福祉計画 第2期・障害児福祉計画		障害者計画・ 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画				
第3期健康推進計画・ 食育推進計画		第4期健康推進計画・食育推進計画・ 自殺総合対策計画							
自殺総合対策計画									
		▲ 一体的に改定			▲ 見直し			▲ 一体的に改定	
国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画		第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画							
									▲ 改定

## 第2章 再犯防止を取り巻く状況と課題

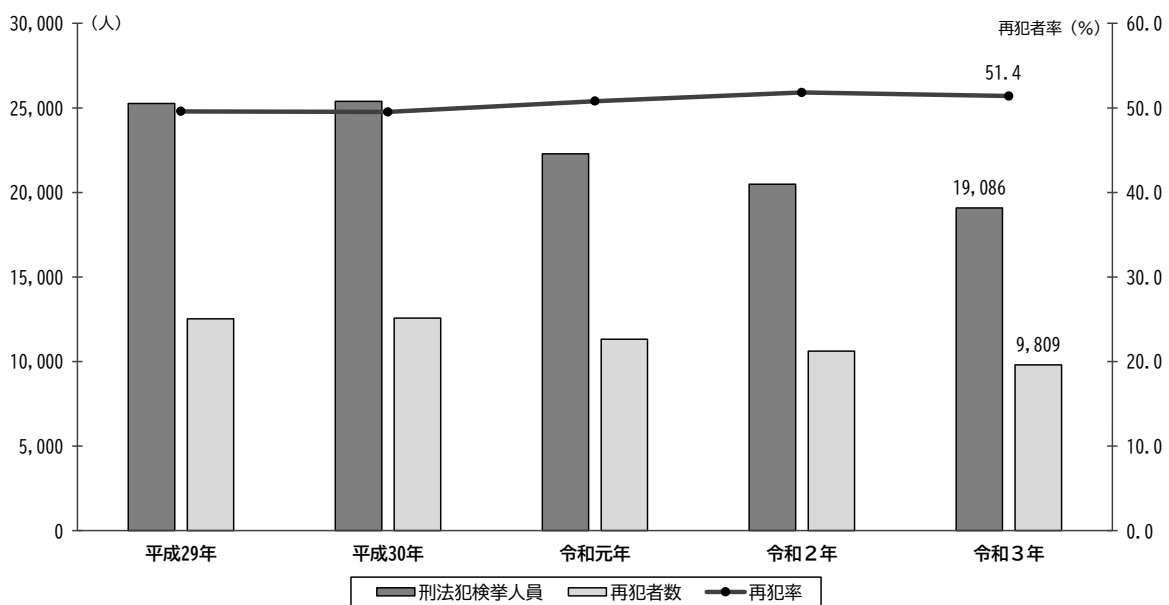
### 第1節 国の動向

#### 第1項 再犯者数の動向

全国の刑法犯検挙人員は、平成16年をピークに減少傾向が続いている一方、刑法犯検人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加が続いていましたが、ここ最近ではほぼ横ばい傾向となっています。



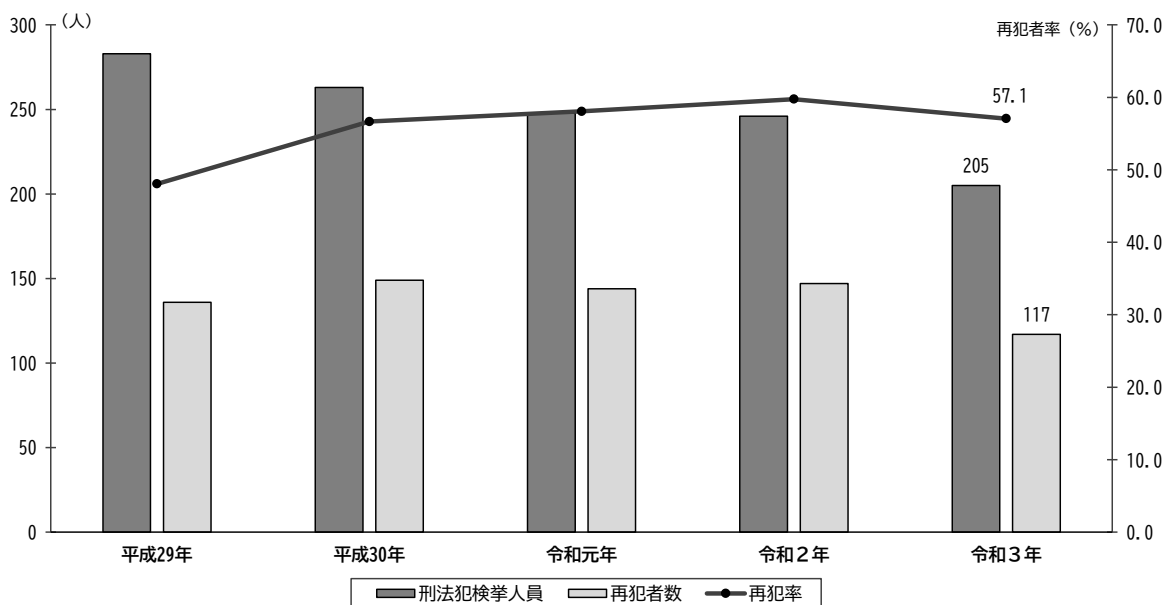
※法務省総合研究所「令和4年版犯罪白書」による



※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

【刑法犯検挙人員の中の再犯者数・再犯者率の推移（武蔵野警察署）】



※法務省矯正局提供の警察署別犯罪統計データを基に武蔵野市作成

(注) 20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

## 第2節 重点課題

国では多岐にわたる再犯防止施策を7つの重点課題として示しています。

本市では、国や都の事項を参考にしつつ、地域の実情を考慮し4つの柱として整理しました。

### 国 第二次再犯防止推進計画（令和5～9年度）

#### 【重点課題】

- ①就労・住居の確保
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③学校等と連携した修学支援
- ④犯罪をした人等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤民間協力者の活動の促進
- ⑥地域による包摂の推進

### 都 再犯防止推進計画（令和元～5年度）

#### 【主な取組】

- ①就労・住居の確保等のための取組
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑤再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

### 武蔵野市 再犯防止推進計画（令和6～11年度）

#### 【基本施策】

- ①個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ②就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援
- ③民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ④非行の防止・学校等と連携した取組み

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本目標

犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、地域の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした人等が円滑に社会に復帰することができる、安全・安心な地域づくりを目指します。

仮)社会において孤立することなく、だれもが  
円滑に社会に復帰することができるまち  
武蔵野

### 第2節 基本施策

本計画は、次の4つの施策に基づき、取組みを進めていきます。

1 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進

2 就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援

3 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

4 非行の防止・学校等と連携した取組み



### 第3節 取組みの全体像（施策の体系）

**次回会議で提示**  
**（基本施策と具体的取組みが確定し次第）**

## 第4章 施策の展開（具体的取組み）

### 第1節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスの利用の促進

#### 第1項 高齢者や障害者等への支援

##### 【現状と課題】

刑務所出所者に占める 65 歳以上の刑務所出所者の 2 年以内再入率は、他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

高齢者や知的障害・精神障害のある人、福祉ニーズを抱える人等に対し、本人の状況や生活環境等に応じて、適切な保健医療・福祉サービスに繋げて支援する必要があります。

##### 【主な取組み】

##### （総合相談・支援）

##### ■福祉総合相談窓口による相談支援（生活福祉課）

福祉に関することで、相談先や解決方法がわからない困りごと（ひきこもりを含む）や生活の不安などについての相談を福祉相談コーディネーターが受け付けています。

##### ■生活困窮者自立支援事業（生活福祉課）

生活保護に至らないものの、経済的に困窮し、心身や家庭などの様々な課題を抱える失業者や多重債務者など、課題解決が困難な人を対象に、自立相談支援機関の相談員が課題と一緒に整理し、ご本人の意思を尊重した支援計画を作成し、各種制度を活用しつつ、ご本人に寄り添った支援を行います。

##### ■生活保護事業（生活福祉課）

何らかの理由で困窮し、生活することが難しいとき、憲法第 25 条の理念に基づき定められた生活保護法による保護を受けることができます。

##### ■権利擁護センター事業（武蔵野市福祉公社・地域支援課）

武蔵野市福祉公社にて、つながりサポート事業や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業など、身近に頼れる親族がいない人や、認知症や知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人の福祉サービス利用援助を実施します。

##### ■民生児童委員協議会（地域支援課）

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員が、地域住民の立場に立って相談に応じ、行政や専門機関とのつなぎ役として地域福祉向上のために関係機関と連携・協力します。市では市役所内に民生委員・児童委員協議会の事務局を設置しており、活動援助、関係機関との連携支援等を行います。

##### ■見守り・孤立防止ネットワーク（地域支援課）

地域住民の異変の早期発見・早期対応のため、住宅供給系事業者や宅配事業者、コンビニエンスストア等サービス事業者、警察・消防等の関係機関等と連携し、情報・意見交換等を行うとともに、通常業務の中での見守り・孤立防止を図ります。

## （高齢者）

### ■在宅介護・地域包括支援センター（高齢者支援課）

地域住民の身近な相談窓口として、市内6か所で在宅介護などに関する様々な相談を受け、各種の介護支援サービスの情報提供・総合調整を行います。また基幹型地域包括支援センターと連携して介護予防サービスに関する支援や相談を行います。

### ■基幹型地域包括支援センター（高齢者支援課）

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、各地域の在宅介護・地域包括支援センターと連携し、介護予防マネジメント、総合相談支援、権利擁護、虐待の早期発見・防止、ケアマネジャー支援を行っています。

### ■認知症サポーター養成講座（高齢者支援課）

地域や職場での講座を通じて「認知症サポーター」を養成し、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援するための知識等の普及啓発を行い、地域や職場での見守り・気遣いを支援します。

## （障害者）

### ■基幹相談支援センター（障害者福祉課）

地域の実情に応じて身体障害、知的障害、精神障害のある人の総合相談、専門相談や地域の相談支援体制の強化の取り組み、権利擁護、虐待防止、地域移行、地域定着支援等を総合的に行います。

### ■地域活動支援センター（障害者福祉課）

社会交流の促進、創意的活動、生産活動の機会の提供、相談支援などを通して、社会的孤立を防ぎ、地域での生活を支援します。

## 第2節 就労・住居の確保等の取組を通じた自立支援

### 第1項 就労の確保等への取組み

#### 【現状と課題】

適切な帰住先の確保や安定した就労は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進するうえで最も重要な要素といえます。

犯罪をした人等の経済的な安定と自立を目指し、関係機関と連携して収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住居の確保を支援することが必要です。

#### 【主な取組み】

##### (1) 就労

#### ■生活困窮者自立支援事業【再掲】・就労準備支援事業（生活福祉課）

「社会との関わりに不安がある」、「長期間就労をしていない」など、直ちに就労が困難な人を対象に、1年以内の期間限定で、就労の前段階として必要な社会的能力の習得や、事業所での就労体験の場の提供、就労活動に向けた技法や知識の取得などの支援を実施します。

#### ■シルバー人材センター（高齢者支援課・公益社団法人シルバー人材センター）

社会に参加する充実感と、生きがいづくりを目指し、働きたい、社会に役立つ仕事がしたいという人が自主的・主体的に共に助け合いながら活動しています。

#### ■障害者就労支援センターあいる（障害者福祉課）

職業相談、就職準備支援、職場定着支援などをハローワーク、福祉施設、市役所などと連携を図りながら行います。障害のある人の社会的、経済的な自立を進めるために、就労にチャレンジしたい人、現在働いている人、以前働いていて再就職を目指す人等の企業への就労をサポートします。

##### (2) 住居

#### ■生活困窮者自立支援事業【再掲】・住居確保給付金（生活福祉課）

離職などで経済的に困窮し、住宅喪失またはその恐れがある人を対象に、3か月を原則として、家賃相当額を支給します（上限額あり）。世帯の収入・資産やハローワークでの求職活動などの要件があります。

#### ■あんしん住まい推進事業（住宅対策課）

高齢者や障害者など（住宅確保要配慮者）に不動産店の紹介、契約手続などをサポートする支援事業者の派遣、連帯保証人がいない場合の家賃債務保証会社の紹介、保証委託料の助成等を通して、民間賃貸住宅の住まい探しの段階から入居後まで様々な支援を行います。

#### ■福祉型住宅（住宅対策課）

住宅に困窮し世帯の所得が一定基準以下の高齢者、障害者、ひとり親及び子育て世帯向けの、市が管理・運営する住宅です。

### 第3節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

#### 【現状と課題】

犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。

民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした人等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。

民間協力者が、“息の長い”支援を行ううえで極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があります。

#### 【主な取組み】

##### ■北多摩東地区保護司会武蔵野分区事業（地域支援課）

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）で、保護観察官と協力して、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たし、円滑に社会生活を営めるよう保護観察・環境調整・犯罪予防活動等に従事しています。

武蔵野市内の保護司が所属する北多摩東地区保護司会武蔵野分区においては、事務局を市役所内に設置しており、保護司の活動を支援しています。

また、令和5年度から4年間の予定で北多摩東地区保護司会の幹事市を武蔵野市が務めることとなるため、地区保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら更生保護活動を行う拠点として、市内に更生保護サポートセンターを開設しました。

##### ■“社会を明るくする運動”事業（地域支援課）

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を武蔵野市において効果的に推進するため、“社会を明るくする運動”武蔵野市推進委員を設置し、関係団体と連携し、広報・啓発活動に取り組みます。

##### ■東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会（健康課）

年間を通じて覚せい剤などの薬物乱用防止のための啓発活動を続けています。覚せい剤などの薬物乱用防止・撲滅に向けて、地域で連携した取り組みが求められる今日、本協議会では、年2回、街頭で啓発活動を行っています。また、市内の中学生に薬物乱用問題について関心を持ってもらうため、薬物乱用防止のポスター・標語の募集及び表彰も行っています。

## 第4節 非行の防止・学校等と連携した取組み

### 【現状と課題】

我が国の高等学校への進学率は、98.8%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した人のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

非行が就学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、主に学校等と連携し、非行防止に向けた取組みを強化していく必要があります。

### 【主な取組み】

#### ■教育相談支援（教育支援課）教育支援センター

幼児から思春期の子どもにより豊かな健全育成のため、相談者の課題やニーズに応じ、臨床心理士である教育相談員による相談支援を行います。

#### ■スクールソーシャルワーカー（教育支援課）

不登校や家庭環境の問題などの困りごとを抱える小・中学生に対して、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーが、学校や家庭を訪問し子どもや保護者と面談を行い、必要な支援機関に繋がります。

#### ■スクールカウンセラー（教育支援課）教育支援センター

市立小・中学校に、東京都のスクールカウンセラーを週1回配置するとともに、市の教育相談員を週1回派遣し、課題解決に向けた相談支援を行っています。

#### ■青少年問題協議会（児童青少年課）

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の健全育成のため、武蔵野市における青少年の指導、育成、保護および矯正に係る青少年の総合的な問題を検討し、必要な調整等を行います。

#### ■民生児童委員協議会【再掲】児童委員（地域支援課）

民生委員は「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、見守り・相談・支援を行います。また年に1回児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等関係機関による地区連絡協議会を開催し、情報交換・識見の向上を図ります。



更生保護マスコットキャラクター ホゴちゃん